

賛助会員入会規則

No.2024・04

この法人は、子供及びその保護者を含む広く一般市民並びに一般企業を対象として、衰退している漁村、漁業を守ることの重要性や海の豊かさ、楽しさを伝える体験学習や企業研修及び藻場保全活動・海底清掃活動を中心とした環境保全に関する事業を行い、漁村・漁業の活性化、社会教育の推進及び自然環境の保全を図り、広く公益に貢献することを目的として設立致しました。入会の際はこの趣旨を理解し、賛同して事業・活動を支援する方の入会をお願いいたします。

この法人の運営については、『NPO法人 江の島・フィッシャーマンズ・プロジェクト定款』に沿って運営いたします。

第 1 条

賛助会員はこの法人の議決権は持ちません。

第 2 条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第 3 条

事業年度中の入会は可能ですが、入会金・年会費の減額は致しません。

第 4 条

事業年度中の退会は可能ですが、入会金・年会費の返金は致しません。

第 5 条

会員期間中であっても、次のいずれかに該当した場合当法人の総会において正会員総数の3分の2以上の決議により、当該会員の資格を失効させることができる。この場合いかなる理由があっても納められた会費等の返却は致しません。

- ① 当法人の定款並びに本規約に違反したとき。
- ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ 入会申込書の記載内容に重大な虚偽があったとき
- ④ 当該会員の社会的信用が著しく低下したとき
- ⑤ その他、当法人が会員として不適格と判断したとき。

第 6 条

会員が各号のいずれかに該当している事が判明した場合、理事会の決議に基づき事前に通知することによりその会員登録を抹消し当該会員の会員資格を取り消す事と致します。その場合、会費等の返却は致しません。

- ① 暴力団員による不当な行為に関する法律(法律第 77 号)第 2 条の暴力団又はこれに類する反社

会的団体(以下暴力団等)に所属する者(以下暴力団員等)

② 暴力団員等でなくなった時から 5 年経過しない者

③ 暴力団等及び暴力団員等と組織上又は業務上の関係を有し、もしくは該当関係を有する団体に所属する者。

④ 暴力団員等に対して、資金その他便宜を提供し、社会的に相当と認められない密接な関係を有すると本会が認める場合。

第 7 条

会員は当法人に届け出た名称・住所、連絡先などに変更があった場合は、速やかに届出すること

第 8 条

退会する場合は、所定の退会届を提出する。

第 9 条

会員は当法人の資産などについて、何らの権利・請求権は一切ないこととする。

第 10 条

本会に関して生じた会員間の紛争は、当事者間で解決するものとし、会員は当法人に対しいかなる苦情の申し立ても行わないこととする。

第 11 条

本規約に関して万一会員と当法人との間で紛争が生じた場合、当法人の事務所所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

第 13 条

① 本規約の追加・変更がある場合は改正された規約を施行前に、当法人からメールにて通知するものとする。

② 本規約にさだめの無い事項については、その都度当法人の理事会において、別に細則を定めることとする。会員は本規約に定めのない事項については、別途当法人の定めるところに従うものとする。

第 14 条

当法人は運営の為に必要と判断される場合、理事会の議決を経て本規約を変更することがある。

第 15 条

本規約に規定がないから事項についてはその都度当法人の理事会で決定する。

本規約は 2024 年 4 月 1 日実地するものとする